

紫苑会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は紫苑会(静岡県立三島北高等学校同窓会)と称し、事務所を三島市文教町1丁目3番18号所在の同校に置く。
- 第2条 本会は会員相互の連絡と親睦を密にして、母校の教育事業を協力援助することを以て目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成する為に下記のことを行う。
- (1)会員名簿の作成及び会誌の発行。
 - (2)母校教育計画と教育事業及び行事への協力と援助。
 - (3)講演会その他の催物の開催。
 - (4)会員の災害及び死亡に対する慰問と弔問。
 - (5)その他本会の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会員

- 第4条 本会は下記の資格を有するすべての者を会員として組織する。
- (1)正会員
 - ① 静岡県田方郡立三島高等学校卒業生
 - ② 静岡県立三島高等女学校卒業生
 - ③ 静岡県立三島第一高等学校卒業生
 - ④ 静岡県立三島北高等学校卒業生
 - ⑤ ①から④の各学校に1ヶ年以上在籍したもので役員会の承認を得た者
 - (2)客員
母校の教職員及び旧教職員

- 第5条 会員にして住所、氏名に変更を生じた時は、直ちに本会事務所に届出るものとする。

第三章 組織とその運営

- 第6条 本会はその運営について下記の機関を置く。
- (1)総会
 - (2)役員会
 - (3)常任幹事会
 - (4)支部会
- 第7条 総会は本会の最高意思機関であり、毎年1回定期に5月中に会長これを召集する。その他必要に応じて臨時に会長これを召集することが出来る。
但し、定期総会の時期はこれを変更することが出来る。
- 第8条 総会は前条の規定に従い次の事を議決する。
- (1)年度毎に運営方針、行事計画及び予算決算の承認
 - (2)本会役員の選出とその承認
 - (3)会則の制定及び変更
 - (4)その他必要事項

- 第9条 役員会は会長、副会長、支部長、常任幹事、会計、書記、校内幹事、級幹事、会計監査、顧問、参与のすべての役員を以て構成し、必要あるごとに会長これを召集主宰する。

- 第10条 役員会は総会に次ぐ意思機関であっておおむね次の事項を協議する。
- (1)総会に提出する各種議案の立案
 - (2)総会で委任された諸事項の協議
 - (3)その他の事項

- 第11条 支部会は当該支部の最高意思機関であって、年1回以上支部長の名においてこれを召集するものとする。なお、支部会の組織、機関及びその運営については、本会会則に準じ当該支部の実情に応じて適宜これを定めておくものとする。

- 第12条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、会計及び書記を以て構成し、会長の名においてこれを主宰する。

第13条 常任幹事会は本会の事業方針、年次計画の実施に当たる他、緊急事項の処理を行うものとする。

第14条 本会のすべての会議は、出席者の過半数の賛成を以て議決が成立されたものとする。

第四章 役員とその任務

- 第15条 本会に下記役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|---------|
| (1)会長 | 1名 | (7)会計監査 | 2名 |
| (2)副会長 | 2名 | (8)支部長 | 各支部毎に1名 |
| (3)書記 | 2名 | (9)級幹事 | 若干名 |
| (4)会計 | 2名 | (10)顧問 | 若干名 |
| (5)常任幹事 | 若干名 | (11)参与 | 若干名 |
| (6)校内幹事 | 若干名 | | |
- 第16条 役員の選任とその任務はおおむね次の通りとする。
- (1)会長は役員会において会員中より選出し総会の承認を得る。会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2)副会長は会員中より会長これを指名し総会の承認を得る。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代る。
 - (3)書記は役員会において役員中より選出し総会の承認を得て定める。書記は本会の会務を記録し事務処理を行うものとする。
 - (4)会計は常任幹事よりの互選によって選出し、総会の承認を得る。会計は金銭出納及び会計事務を行い、年度毎に1回定期に会計決算報告を行うものとする。
 - (5)常任幹事は会員中より選出し、総会の承認を得てこれを定める。常任幹事は本会事業の企画に参加するとともにその実施について直接の掌に当たる。
 - (6)校内幹事は母校に在職する会員中より選出する。校内幹事は本会と学校当局との連絡の任に当たるものとする。
 - (7)会計監査は役員会において会員に委任し、総会の承認を得て定める。会計監査は、本会会計の監査を行い、定期総会においてその結果を報告を行うものとする。
 - (8)支部長は当該支部において選出する。支部長は当該支部を代表し支部事務の統括をするとともに本会事業の企画実施の任に当たる。
 - (9)級幹事は同一年度卒業生により選出する。級幹事はその年度の卒業生の連絡の任に当たる。
 - (10)顧問、参与は会長の推薦に依り役員会の承認を得てこれを推戴する。顧問、参与は本会運営について諸般の事項につき諮問に応えるとともに助言と協力をを行う。

- 第17条 本会の役員はすべてその任期を2ヶ年とし再選を妨げない。

但し、支部長はこの限りでない。なお、顧問、参与は本状に拘束されない。

第五章 会計

- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

- 第19条 本会の経費は、入会金、終身会費、寄付金及びその他の収入を以て当てる。

- 第20条 会員は入会と同時に入会金及び終身会費として一定金額を本会に納入するものとする。
また、会員は各支部の定めるところにより当該支部の会費を別に納入するものとする。

- 第21条 本会の予算決算は総会の承認を要する。

第六章 会則変更

- 第22条 本会則を変更する時は役員会の発議により総会の議決に依らなければならない。但し、賛否同数の場合は会長がこれを議決する。

第七章 附則

- 第23条 本会則は昭和50年10月12日より有効とする。